

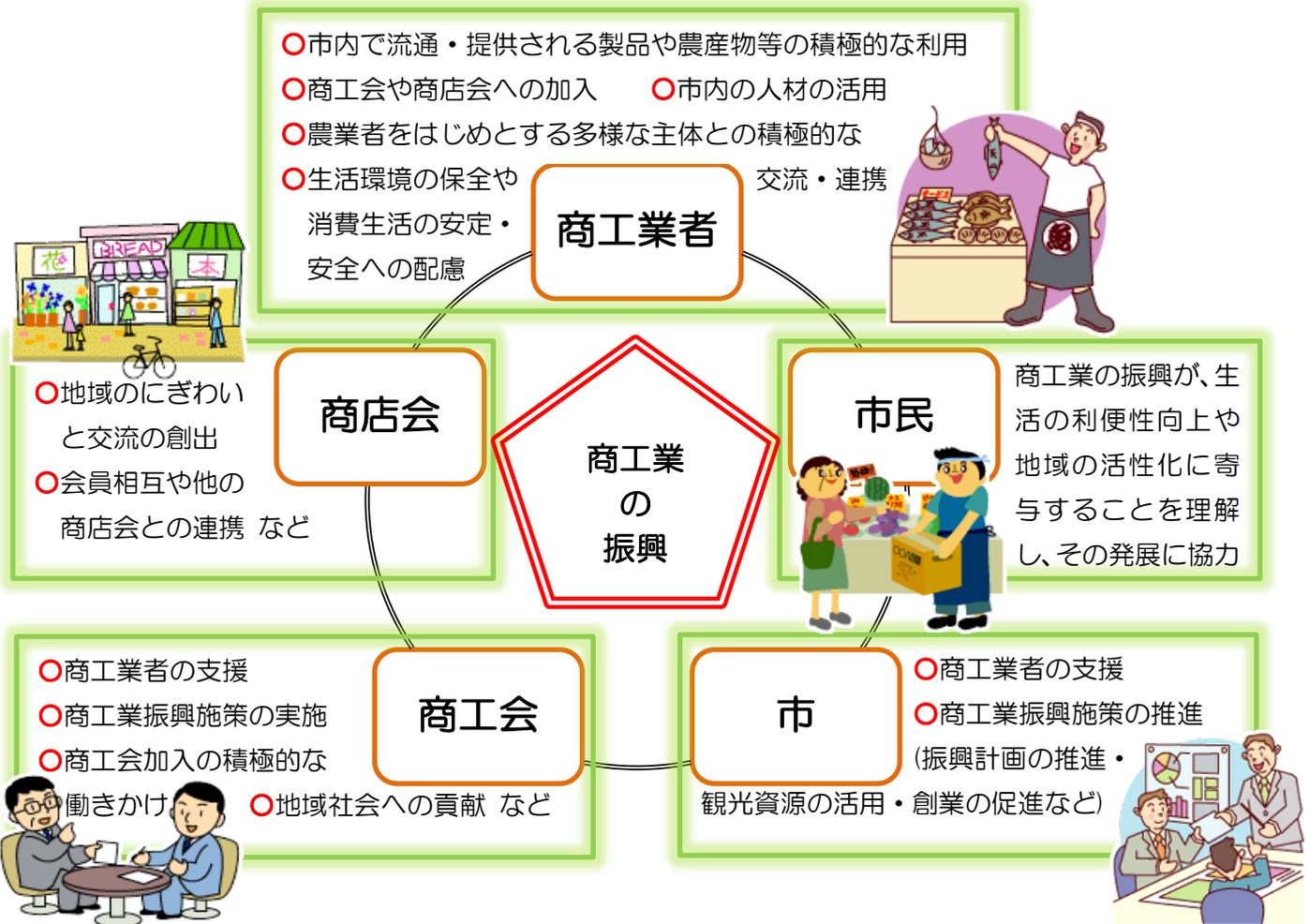
我孫子市商工業振興基本条例

が制定されました。

1. 条例の目的

この条例は、我孫子市を賑わいのある住み良いまちとしていくために不可欠な『商工業の振興』を図るため、その主体である商工業者・商店会・市民・商工会・市の責務や役割等を明らかにするとともに、各主体の協力・連携を促進することを目的としています。

2. 各主体の責務や役割等



3. 多くの商工業者の方が加入することで、商工会・商店会の力はさらに大きくなります！

～ 商工会・商店会は、商工業振興の中核を担う組織です！ ～

商工会では、商工業者の皆さんの金融（融資）、税務（確定申告）、労働（労働保険）、法律等の相談指導・経営支援を行っており、会員になると「my 弁護士制度」が利用できます。

◆商工会・商店会に加入するお店等が増えることで、面的・規模的なまとまりが強まり、より魅力的な事業の検討・実施が可能になります。

⇒より大きな賑わいと事業効果を生み出すことができます！

◆様々な業種の事業者さんと交流を持つことができます。

⇒事業の新たなアイデア・チャンスが生まれるきっかけに！



【お問い合わせ先】

我孫子市商工会（電話：04-7182-3131） 我孫子市商工観光課（電話：04-7185-1475）